

青年部による税制改正運動



昨年秋、全青色青年部は全国各地より青年部幹部 40 名が集結し、自由民主党本部で陳情活動を行った(TEN-UP NEWS 60 参照)。これは、青色

申告会の悲願である事業主報酬制度の実現と事業承継税制の創設が主な目的であった。

昨年暮れの税制改正論議では、経済成長力の強化を目指して、経済活性化・競争力の強化を促すため、事業承継税制が大きく取り上げられた。しかし、自由民主党による税制改正大綱に盛り込まれた事業承継に関する税制改正は、同族法人企業だけを対象としたものであり、個人企業に対する措置は含まれていない。

青色申告会では、個人企業における事業承継税制の創設として、相続発生時において欧米諸国と同様に事業用資産を非課税とする要望を行っている。欧米諸国では、事業継続を要件に、個人事業主も対象に含んで事業用資産の相続税額が軽減されている(図表 1 参照)。

図表 1 各国の事業承継税制における事業継続要件

国名	事業用資産の相続税減額割合	承継者の事業継続要件	継続要件の証明
フランス	一律 75% 軽減	相続後の 6 年間の継続保有 相続後の 5 年以上の事業継続	・事前に被相続人が 34% 以上(非上場株)かつ 2 年以上の株式保有契約を他の株主と締結し税務当局に提出 ・相続時に相続人の事業継続の届出の写し及び会社の証明書を税務署に提出 ・毎年、事業従事の届出書を税務当局に提出
ドイツ	一律 35% 軽減 (22.5 万ユーロ控除後)	相続後 5 年間の継続保有	・要件を満たさなくなった場合に税務署に申告
イギリス	非上場会社株式や個人事業主土地：100% 軽減 会社が事業に用いている個人所有の土地・建物・機械設備：50% 軽減	継続保有・事業継続ともになし	・相続前の継続状況について税務署の質問状及び税務調査による確認
アメリカ	一律 130 万ドルまで非課税 遺産税本体の基礎控除の引き上げにより、2004 年以降実質減税効果なし(2007 時点の基礎控除 200 万ドル)	相続後 10 年間のうち、連続 8 年中の 5 年以上の事業従事	
アジア諸国	相続税制なし (タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、インド、オーストラリア等)		

事業承継協議会「事業承継税制検討委員会 中間報告」(平成 19 年 6 月)より

青色申告会は平成 20 年度も引き続き、税制改正要望意見として、個人事業主の勤労性を認めた事業主報酬制度の早期実現をはじめ、個人企業における事業承継税制の創設等を要望している。特に、緊急措置として事業承継の一環として、後継者には小規模企業共済制度への加入、家族従業員のみによる中小企業退職金共済制度への加入について、強く主張している。

現在全青色では、自由民主党・小規模企業税制確立議員連盟の総会に出席し、国会議員の先生方に理解をいただきながら、関係省庁にも働きかけを行っている。全国各地の青年部においても、地元の国会議員の先生方に要望を行うなど、積極的に税制改正運動に参加していただきたい。

個人企業における事業承継税制の創設について（要旨）

【相続が事業の継続と発展を阻害】

個人企業の継続と発展の観点から、相続発生時において欧米諸国と同様の事業用資産を非課税とする事業承継税制の確立が図られるよう強く要望します。

現在の均分相続において、例えば個人企業をいとなむ夫婦子ども 2 人の家庭を想定した場合、長男は、永年父親とともに事業経営に携わり事業を続ける意思があり、長女は、すでに生計を別にして家庭もっている。こうした環境で相続が発生すれば一般的に母親には老後の生活資金、長女には現金または預貯金を分与することになります。

後継者である長男には、遺産の 4 分の 1 が相続され、その大半は土地、建物などの固定資産で引き継がれることになります。事業をつづけていくための流動資産、つまり資金不足に追い込まれてしまいます。時代に即した店舗改装や転業（転換）をしようにも困難です。事業を継続することができずに廃業に追い込まれてしまいます。

子どもが 3 人いれば後継者の相続分は 6 分の 1 です。また現行の所得税法では、専従者である長男には退職金の支払いも認められていません。

【当面の緊急措置として小規模共済と中退共の活用を】

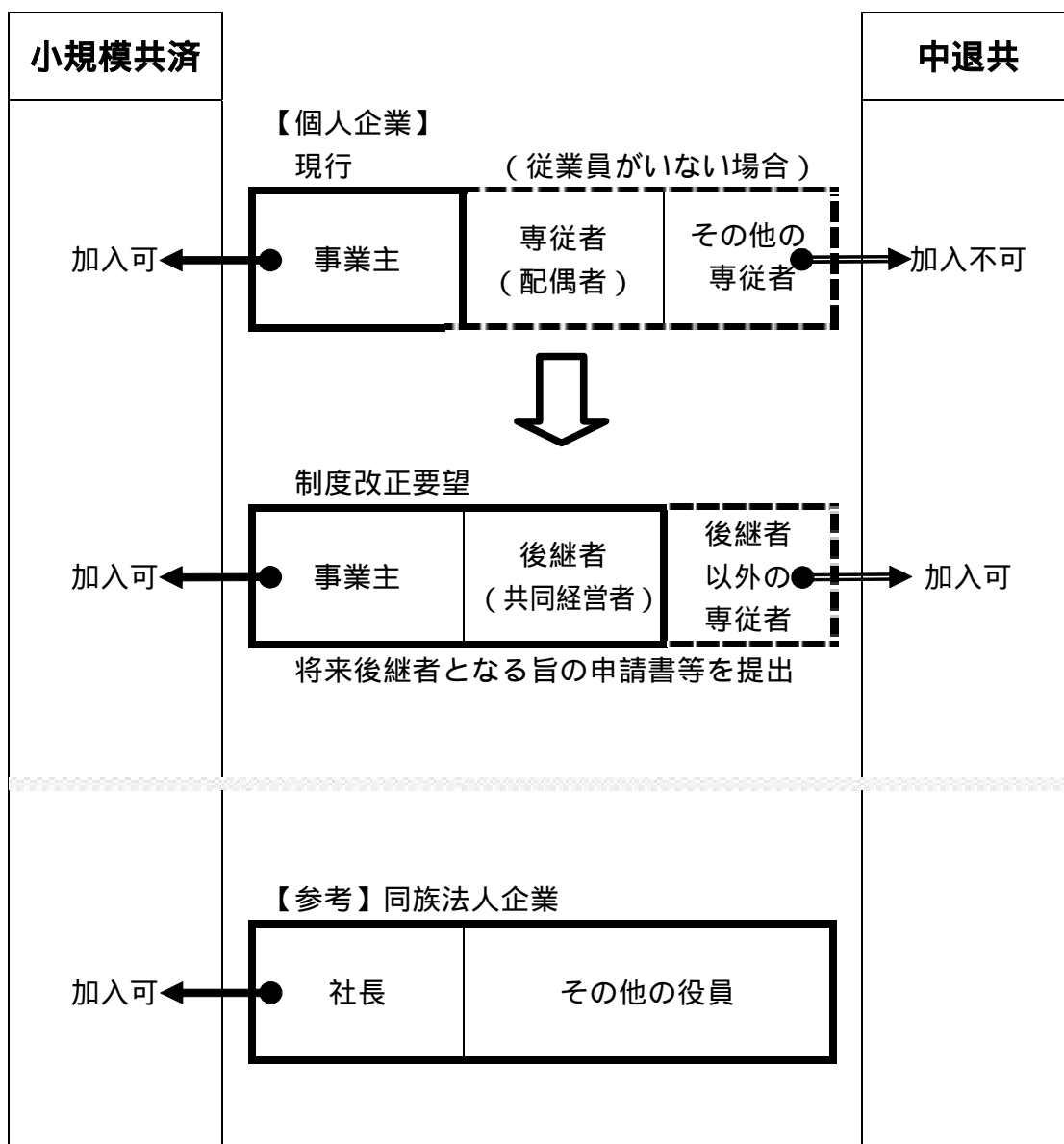
小規模企業の経営者が事業を退いた場合、その後の生活の安定に備えるため、経営者向けの小規模企業共済制度があります。また中小企業の従業員に対しては、雇用の安定と福祉の増進を目的とした中小企業退職金共済制度があります。これらは小規模企業の相互扶助と国からの助成で作られている制度で税法上の特典もあります。

しかし、本来中小企業経営者を守るはずの共済制度にも、加入資格など一部制限があるために、その機能は十分に活かされていません。

事業後継者の小規模企業共済制度への加入と家族従業員の中小企業退職金共済制度への加入が可能となれば、事業承継の際に貸付や融資などの制度が利用でき、納税資金不足の手助けになると考えます。

当面する緊急措置として個人企業が、自助努力により事業承継を円滑におこなうため、後継者には小規模企業共済制度への加入、また家族従業員のみによる中小企業退職金共済制度への加入について早期実現を要望します。

【制度改正要望イメージ図 加入対象者の拡大】



イータックス、ブルーリターンAの推進について

税務行政においてイータックスが推進されるなか、全青色は、会計ソフト「ブルーリターンA」でイータックス対応をはじめた。ソフト開発を行い、指導担当役員への研修会等も精力的に取り組んできた。

今年に入り、ブルーリターンAの普及本数は、前年水準を上回って好調に推移している。これは、ブルーリターンAの「イータックス版」開発が要因と思われる。また、平成19年分の所得税および消費税申告について、ブルーリターンAを用いてのイータックス実績が県別にまとめられた。全国

の税務署単位会（大阪国税局管内を除く）441 税連のうち、255 税連 358 単位会で、5,306 人 13,050 通の決算書・申告書が送信された（次頁参照）。

国税庁のイータックス普及率目標（平成20年度8%、22年度目標50%）を、ブルーリターンA利用者は上回ったものの、自発的納税協力の一環として、イータックスの普及推進を一層すすめなければならない。今後、イータックスの普及にあたっては、本号の青年部レポート掲載会の津青色申告会のように、事務局と青年部との連携が鍵を握るのではないだろうか。

ブルーリターンAによるイータックス実績(県別)

平成20年3月31日現在

ブルーリターンA実績表					電子申告件数					
ブロック	県名	年間実績			総計	送信 人数	所得税 計	決算書 計	消費税 計	合計
		13～18年	19年	20年						
東京	東京	3,822	485	175	4,482	271	271	312	58	641
	神奈川	5,889	1,028	239	7,156	887	888	988	233	2,109
	千葉	3,884	678	209	4,771	461	465	513	158	1,136
関東信越	埼玉	2,128	293	58	2,479	118	121	140	34	295
	茨城	1,548	159	50	1,757	114	113	128	59	300
	群馬	550	40	16	606	12	12	12	5	29
	長野	969	118	59	1,146	51	39	56	34	129
	新潟	1,223	119	57	1,399	66	66	73	31	170
北海道	北海道	1,916	240	100	2,256	72	72	78	32	182
東北	宮城	457	89	48	594	18	19	24	9	52
	福島	1,095	125	75	1,295	17	17	20	8	45
	青森	413	36	22	471	45	45	53	27	125
	山形	774	61	31	866	89	88	72	23	183
東海	愛知	1,985	365	145	2,495	214	214	244	84	542
	静岡	2,088	251	157	2,496	171	171	199	75	445
	三重	1,741	214	81	2,036	314	317	374	118	809
	岐阜	1,509	119	70	1,698	89	88	107	27	222
北陸	石川	525	89	39	653	32	32	36	15	83
	福井	580	88	33	701	93	80	102	43	225
	富山	744	62	23	829	47	47	49	7	103
中国	広島	1,265	203	42	1,510	97	97	136	23	256
	山口	828	106	36	970	103	105	114	42	261
	岡山	1,201	153	43	1,397	172	174	195	63	432
	島根	687	78	20	785	92	91	107	47	245
四国	香川	425	49	23	497	16	17	16	6	39
	愛媛	1,673	207	80	1,960	417	416	471	180	1,067
	高知	391	54	23	468	13	13	15	6	34
北部九州	福岡	321	95	57	473	219	228	231	49	508
	長崎	349	50	11	410	35	35	47	22	104
南九州	熊本	1,379	210	81	1,670	311	310	345	106	761
	大分	541	90	29	660	75	76	88	21	185
	鹿児島	505	53	28	586	26	27	32	13	72
	宮崎	484	117	28	629	187	187	204	64	455
	沖縄	1,225	172	76	1,473	325	323	282	112	717
その他	その他	1,451	10	2	1,463	37	38	40	11	89
合計		48,233	6,511	2,348	57,092	5,306	5,302	5,903	1,845	13,050

所得税申告書、青色申告決算書、消費税申告書の送信件数

ブルーリターンA有効契約者数 48,016人(平成20年3月31日現在)

ブルーリターンAイータックス送信者数 5,306人 11.37%

各会の国税庁イータックスソフト等を活用しての送信件数は集計中

事務局 〒514-0033 三重県津市丸之内 30-8 青色会館内 TEL.059-225-6555 FAX.059-224-6670
青年部長 伊藤 明德 発足：昭和 51 年 8 月 (再発足：平成 14 年 4 月) 部員：26 名 予算：70 万円

《現役員》

- 部長 伊藤 明德 (旅館)
- 副部長 坂本 昌英 (製材・建築設計)
- 副部長 亀井 伸介 (建築設計)
- 幹事 岡 則幸 (室内装飾)
- 幹事 小堀 昇一 (板金工事)
- 幹事 永野 敬 (システムエンジニア)
- 幹事 萩原 巧 (土地家屋調査士)
- 幹事 大河内 忠幸 (保険代理店)
- 幹事 神田 修一 (製本)
- 監事 大河内 克己 (建築)
- 監事 石川 謙二 (ファインシャルプランナー)

《地元概況》

三重県の県庁所在地である津市（平成 18 年 1 月 1 日に、10 市町村が合併、人口約 29 万 3 千人）は、伊勢湾に面し自然が多く残る住みやすい街です。織田信包（信長の弟）の築いた津城へ藤堂高虎が入府し城下町として発展してきました。平成 20 年は、藤堂高虎入府 400 年記念としてさまざまな行事が予定されています。

久居地区の西部にある「枕草子」にもうたわれた榊原温泉や国語・神道・医学の分野、ことに日本最初の五十音順国語辞典「和訓栞」の著者として有名な谷川土清などが有名です。

食品等の製造業が栄え、青色申告会会員に占める割合も建設業と飲食業が高くなっています。津青色申告会では、現在会員約 2400 名、ブルーリターン A 利用者は約 560 名で、平成 19 年度確定申告 e-tax で約 300 名が送信しました。

《青年部の活動》

津青色申告会青年部の歴史は古く、税を知る週間の行事やパレードへの参加、税務勉強会・講演会、家族親睦運動会やボウリング大会、津祭り参加、県連・全青色行事への参加等、記録が残っています。青年部員の高齢化に伴い、平成 10 年に一度は休部しましたが、平成 14 年に再発足後は、少ない部員数ながら税務・経営・パソコン等の勉強会、家族親睦バーベキュー大会や県連行事（ソフトボール大会・視察研修会）への参加をとおり、異業種間の情報交

換を行い、横のつながりの強い活発な青年部活動につなげています。



津青色申告会では、電子申告開始届出書や住基カード申請書を、昨年 8 月頃からブルーリターン A の全利用者に送付しました。青年部は、現在の部員の半数以上がブルーリターン A を使用していることから、青年部の会議で e-tax 勉強会を開催し、親会のパソコン勉強会で e-tax 説明会を開催するなど、親会と連動して普及活動に取り組みました。

《今後の課題》

今年度は、青年部主催のブルーリターン A・e-tax 講習会の開催、パソコンの基礎からホームページ作成等の勉強会の開催を予定しており、青年部員の増強や青年部活動の強化につなげたいと考えています。また、活発に活動している他会青年部との交流を進め、新しい事業にも取り組んでいきたいと思ひます。



ブルーリターン A による電子申告利用状況(税連別)

1. 松山税務署管内青色申告会連合会	351 人	891 件
2. 津青色申告会	215 人	548 件
3. (社)北那覇青色申告会	203 人	429 件

KEY WORD

租税特別措置法

租税特別措置法は、国税（所得税・法人税・相続税・消費税等）に対して、特別に時限つきで増減・免除・還付等を定めた法律。産業政策上の要請に応え、財源不足を補うことを目的に制定される。今国会では、ガソリン税（正式名称：揮発油税及び地方道路税）に注目が集まる。石油価格の高騰も考慮し、地方道路整備のために財源を確保する法案を廃止すべきとの野党と、価格の大幅な下落がさまざまな混乱を招くとする与党が衝突している。

バーチャルネットワーク社会

インターネット上の仮想世界。参加者は、インターネット上で自身の分身を通じて、参加者同士でのコミュニケーションを取りながら経済社会活動を展開する。また、仮想世界での通貨が現実世界での換金価値を持ち、現実世界の商品も購入できる。仮想世界と現実世界とを経済社会活動を媒介にしてひとつつながりで捉えようとしている。この点に着目し、米国での公開当初から多くの企業が広告場所や店舗として参加している。また、最近では教育の場としても利用されている。リンデン・ライフ社が開発した「セカンドライフ」に代表される。

年金税方式

公的年金制度の土台である国民年金（基礎年金）の空洞化を解消するために、年金保険料を税金で賄う方式。現行の社会保険方式は、少子高齢化等の人口構成の変化に弱い点で、世代間の負担と給付に不公平が生まれるなどの問題を生んでいる。財源には消費税を充てる支持が多い。ただし、負担と給付との関係が明確ではなく、生活保護との違いが不明確になるとの反対や、これまでの納付者との間で不公平が生じるとの反対もある。

感覚消費

成熟した消費市場で見られる消費傾向。コンビニエンスストアなどで、消費者が購入に要する時間は入店から退店までの数分間である。しかも購入する商品は必ずしも低価格や高機能な売り物にする商品ばかりではない。このような傾向を踏まえると、入店からの数分間で強烈に消費者の五感に訴えかけて顧客を呼び込み、商品・サービスの持つ「ストーリー」「ムダ(ゆとり)」「快適さ」等を消費者に体験してもらい、熱心なリピーターを獲得する必要がある。男前豆腐店の「風に吹かれて豆腐屋ジョニー」やアップルの「iPod タッチ」等が挙げられる。

Opinion & Announcement

昨年秋の全青色青年部理事会では、事業承継税制について大きな反響が寄せられた。きっかけは松山会青年部が開催した、塩崎恭久衆議院議員との勉強会についての報告であった。出席いただいた方々からは、事業を承継する立場の青年部員として、より一層大きな声を出して訴えたいとの声が次々と上がった。また同時に、全国の青年部員が各地で税制改正を働きかけるために資料や情報の提供を充実させてほしいとの要望も事務局へ寄せられた。詳細は県連等にお配りしている理事会議事録や TEN-UP NEWS 60 号を参照していただきたい。今号では、ご要望に少しでもお応えしたいと思い、全青色税制政策活動の模様を若干ながら報告させていただいた。

青年部員の世代は、事業経営の中核を担い一家の大黒柱であり、時間を工面することは至難の業であることも想像できる。しかし、その青年部世代の声だからこそ、より一層議員の方々にも届くのだと思う。初夏の総会や秋の陳情活動では、御地元での税制政策活動への取り組みを是非聞かせていただきたいと事務局一同心から思っている。

平成 19 年分の申告から減価償却制度の改正が適用されている。表計算シートや手書きで減価償却の計算をする方々は、新旧の償却率の違いや残存価額の有無で苦労されたことと思う。また、来春の申告では、平成 19 年 4 月 1 日以前に取得して既に償却済みになっている資産についても償却計算の対象になることに困惑されている方々もいるのではないだろうか。固定資産管理の台帳を正確に記帳されていても、手書きの方々には特に大変なのではないだろうか。

最早、IT 抜きでの会計業務は想定されていない。日々の記帳から決算整理に至るまで、コンピュータなしで全てを済ませることは困難だろう。また、税務行政のコストを削減するためにイータックスの普及はより一層進むだろう。青年部員の方々には、御自身が時流を捉えるだけでなく、周囲の方々の支援にも回っていただきたい。これは戦後の混乱期から記帳の定着のため懸命な努力を行なった青色申告会創設の方々の精神にも通じるのだろうか。今号の青年部レポートで掲載した津青色申告会の活動から実感した。

お知らせ

TEN-UP NEWS では全国各地の青年部を毎号「青年部レポート」として掲載しています。掲載を御希望の場合は全青色事務局までお知らせください。